

平成27年4月1日から 聴覚障害2級の認定には 「他覚的聴覚検査」が必須になります

手帳非所持の場合

- ▶ 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対し、2級（両耳全ろう）と診断する場合には、A B Rなどの他覚的聴覚検査、またはそれに相当する検査*を実施してください。

※「遅延側音検査」「ロンバルテスト」「ステンゲルテスト」など

- ▶ 実施した検査方法と検査所見を診断書・意見書に記載し、記録データのコピーを添付してください。

診断書・意見書について

2級と診断する場合、身体障害者手帳（聴覚障害）の所持の有無について記載してください。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1)～(4) (略)

(5) ア 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有 ・ 無

イ 手帳を所持していない場合で2級と診断する場合、他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査の検査方法及び所見（記録データを添付すること。）

※手帳所持者の場合は有に○、非所持の場合は無に○

ご不明な点、詳細については、下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

長野県健康福祉部障がい者支援課在宅支援係

電話 026-235-7104

【診断書の記載等について】

長野県立総合リハビリテーションセンター更生相談室

電話 026-296-3953